

26水管第1607号
平成26年11月26日

水産政策審議会
会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 西川 公也

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について（諮問第246号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第2項及び第65条第6項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令案の概要

1 制限条件の見直しに伴う指定省令・特大省令の改正

指定漁業の許可又は特定大臣許可漁業の許可について、農林水産大臣が漁業者ごと船舶ごとに付すことができる制限又は条件のうち、特定の指定漁業者及び特定の特定大臣許可漁業者に対して一律に付されているものについて、規制の透明化を図り、もって資源管理の推進に資するため、当該制限条件の内容を指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）の本則中に規定するとともに、当該制限又は条件を取り消すことに伴い農林水産大臣が行う許可証の書換交付に関する規定の整備等を行う。

2 遠洋底びき網漁業に係るロシア水域内でのロシア漁業法に関する遵守規定の廃止について

1の改正によって、外国の管轄権が及ぶ水域内で操業する場合における当該外国の法令の遵守義務を指定省令の本則中に規定することに伴い、ロシア連邦の200海里水域内におけるロシア連邦の法令遵守義務を図るため遠洋底びき網漁業者に課してきた指定省令別表第2遠洋底びき網漁業の項第1号から第5号までの規定を削除することとする。

3 入漁許可を得て外国が管轄する水域で操業する際の当該外国の法令遵守義務について
指定漁業者及び一部の知事許可漁業者以外の者で、外国が管轄する水域で操業を行うことについて当該外国の許可を得ている者が当該外国が管轄する水域で操業する場合に、当該外国における漁業関係法令の遵守義務を指定省令中に新設する。

4 その他の改正

その他、平成22年11月の常用漢字表の改正に伴う改正等の所要の改正を行う。

（参考）公布（官報掲載） 平成26年12月（予定）

○ 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照表
 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）（第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 指定漁業の制限及び取締り等</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 遠洋底びき網漁業（第三十条の二・第三十一条）</p> <p>第五節～第十四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（船舶適格条件）</p> <p>第六条 船舶について法第五十七条第一項第三号の農林水産大臣の定める条件は、農林水産大臣が別に定めて告示する漁船の設備基準に適合する船舶であること及び次の各号に掲げる指定漁業ごとに当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 沖合底びき網漁業 船舶の推進機関の出力が別表第一の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないこと。ただし、次のいずれの基準にも適合する推進機関を有する船舶については、この限りでない。</p> <p>イ 発電機関を兼ねるものであること。</p> <p>ロ 別表第一の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないよう推進出力を制</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 指定漁業の制限及び取締り等</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 削除</p> <p>第五節～第十四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（船舶適格条件）</p> <p>第六条 船舶について法第五十七条第一項第三号の農林水産大臣の定める条件は、農林水産大臣が別に定めて告示する漁船の設備基準に適合する船舶であること及び次の各号に掲げる指定漁業ごとに当該各号に定めるものとする。</p> <p>（新設）</p>

限する機器を備え付けていること。

ハ ロの機器を停止することができないようにするための措置を採っていること。

二 以西底びき網漁業 船舶の推進機関の出力が一千三十キロワットを超えないこと。

三 五 (略)

(許可証の書換交付の申請)

第十一条 指定漁業の許可を受けた者(以下「指定漁業者」という。

一)は、許可証の記載事項に変更を生じたとき(第十三条第二号から第五号までに掲げる場合を除く。)は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。

2 (略)

(許可証の再交付の申請)

第十二条 指定漁業者は、許可証を亡失し、又は毀損した場合には、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換交付及び再交付)

第十三条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十一条第一項の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

二・三 (略)

四 法第六十三条において準用する法第三十四条第一項の規定によ

(新設)

一 三 (略)

(許可証の書換え交付の申請)

第十一条 指定漁業の許可を受けた者(以下「指定漁業者」という。

一)は、許可証の記載事項に変更を生じたとき(第十三条第二号から第五号までに掲げる場合を除く。)は、すみやかに、農林水産大臣に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

2 (略)

(許可証の再交付の申請)

第十二条 指定漁業者は、許可証を亡失し、又はき損した場合には、すみやかに、理由を附して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十三条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十一条第一項の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

二・三 (略)

四 法第六十三条において準用する法第三十四条第一項の規定によ

り許可に制限若しくは条件を付け、又は同項の規定により付けた制限若しくは条件を変更し、若しくは取り消したとき。

五・六 (略)

(許可証の返納)

第十四条 指定漁業者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならぬ。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を附してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第十六条 指定漁業者（母船式捕鯨業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業及び北太平洋さんま漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部に別表第一の二に定めるところにより当該許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 指定漁業者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(外国の法令の遵守)

第十六条の二 指定漁業者は、外国の領海又は排他的経済水域（ロシア連邦にあつては別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国に

り許可に制限又は条件を付けたとき。

五・六 (略)

(許可証の返納)

第十四条 指定漁業者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならぬ。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を附してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第十六条 指定漁業者（母船式捕鯨業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業及び北太平洋さんま漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部に別表第一に定めるところにより当該許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 指定漁業者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(新設)

あつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。第三十一条において同じ。)において操業する場合には、第五条の二第二項に規定する漁業に関する法令に相当する当該外国の法令を遵守しなければならない。

第四節 遠洋底びき網漁業

(信号符字を表示しない船舶の使用禁止)

第三十条の二 遠洋底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶(以下この条及び次条において「遠底船舶」という。)の船体の両げん側及び甲板上に、一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければ、当該遠底船舶を当該漁業に使用してはならない。

(漁具又は漁ろう装置の格納等)

第三十一条 遠底船舶の船長は、外国の領海又は排他的経済水域を当該遠底船舶により航行する場合には、遠洋底びき網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている遠底船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

(漁具又は漁ろう装置の格納等)

第三十一条の五 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海(大中型まき網漁業の許可に係る操業区域を除く。)又は中西

第四節 削除

(新設)

第三十一条 削除

(漁具又は漁ろう装置の格納等)

第三十一条の五 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海(大中型まき網漁業の許可に係る操業区域を除く。)又は中西

部太平洋条約の締約国である外国（以下この条において「条約締約国」という。）の領海若しくは排他的経済水域（大韓民国にあつては別表第五の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条において同じ。）を許可船舶等により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの条約締約国から漁獲のための許可を受けている許可船舶等により、当該許可に係る当該条約締約国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

（一定の漁具の使用禁止）

第六十九条の二 日本海べにずわいがに漁業者は、次に掲げる要件に適合する漁具以外の漁具を当該漁業に使用してはならない。

- 一 各連に装着する浮標のうち少なくとも一つに「べにずわい」の文字、当該許可に係る許可番号及び当該各連に付した個別の番号（以下この条において「連番号」という。）を表示した縦十八センチメートル以上、横十三センチメートル以上の大きさの札を付けること。

- 二 各連に装着する全ての浮標に当該許可に係る許可番号及び連番号を表示すること。

（一定の浮標の使用禁止）

第六十九条の三 日本海べにずわいがに漁業者は、海中へ任意に沈降させ、又は海上へ任意に浮上させることができる音波浮上式ブイその他の浮標を当該漁業に使用してはならない。

部太平洋条約の締約国である外国（以下この条において「条約締約国」という。）の領海若しくは排他的経済水域（大韓民国にあつては別表第五の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表第十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条において同じ。）を許可船舶等により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの条約締約国から漁獲のための許可を受けている許可船舶等により、当該条約締約国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

(外国の法令の遵守)

第七十五条の二 別表第五の下欄に掲げる者(指定漁業者を除く。)は、それぞれ同表の上欄に掲げる区域において操業する場合には、第五条の二第二項に規定する漁業に関する法令に相当する当該区域を管轄する外国の法令を遵守しなければならない。

(外国周辺の海域における立入禁止違反に係る船舶に対する停泊命令)

第七十六条 農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者(指定漁業者を除く。)が前二条の規定に違反して漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

2・3 (略)

(罰則)

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第七十六条、第七十七条、第八十二条第二項、第九十一条の五第一項、第九十一条の六第一項、第九十三条第二項、第百条第二項、第百二条第二項又は第百四条第二項の規定による命令に違反した者

2 (略)

(新設)

(外国周辺の海域における立入禁止違反に係る船舶に対する停泊命令)

第七十六条 農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者(指定漁業者を除く。)が前条の規定に違反して漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

2・3 (略)

(罰則)

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二十一条第一項、第二十二条第一項、第七十六条、第七十七条、第八十二条第二項、第九十一条の五第一項、第九十一条の六第一項、第九十三条第二項、第百条第二項、第百二条第二項又は第百四条第二項の規定による命令に違反した者

2 (略)

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の二第一項、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十一条、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十二条、第五十三条、第五十六条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十条の二の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条の三、第八十一条第三項（第九十条第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条第四項、第八十九条、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者

二 第二十条第一項、第二十条の二第一項又は第九十八条第一項の規定による命令に違反した者

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第二十六条、第三十条の二、第三十一条の三（第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第五十条第一項、第五十四条、第五十六条第一項、第五十八条、第六十一条第一項、第六十三条第一項、第六十四条、第六十九条第一項又は第六十九条の二の規定に違反した者

二 (略)

別表第一（第六条関係）

船舶の総トン数の区分

最高限度

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の二第一項、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十一条、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十二条、第五十三条、第五十六条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十条の二の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第八十一条第三項（第九十条第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条第四項、第八十九条、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者

二 第十九条第一項、第二十条第一項、第二十条の二第一項又は第九十八条第一項の規定による命令に違反した者

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第二十六条、第三十一条の三（第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第五十条第一項、第五十四条、第五十六条第一項、第五十八条、第六十一条第一項、第六十三条第一項、第六十四条又は第六十九条第一項の規定に違反した者

二 (略)

(新設)

新トン数	旧トン数	
十五トン以上	十五トン以上	六百七十キロワット
四十一トン未満	三十トン未満	
四十一トン以上	三十トン以上	七百四十キロワット
上七十六トン未満	五十トン未満	
七十六トン以上	五十トン以上	九百六十キロワット
上九十六トン未満	六十五トン未満	
九十六トン以上	六十五トン以上	
上二百二十六トン未満	上八十五トン未満	一千三十キロワット
二百二十六トン以上		

備考

- 1 船舶の総トン数の区分の欄中「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。
- 2 船舶の総トン数には、当該船舶の安全性若しくは居住性又は船員の安全若しくは衛生の確保に要したトン数を含まない。

別表第一の二（第十六条関係）（略）

別表第一（第十六条関係）（略）

別表第二(第十七条関係)

指定漁業の名称 (略)	制限又は禁止の措置 (略)
遠洋底びき網漁業	(削る。)
	(削る。)
	(削る。)
	(削る。)
	(削る。)

別表第二(第十七条関係)

指定漁業の名称 (略)	制限又は禁止の措置 (略)
遠洋底びき網漁業	<p>一 ロシア連邦の二百海里水域のうち、オホーツク海及び東経百五十五度の線以東の太平洋の海域(ベーリング海の海域を除く。)における遠洋底びき網漁業の操業は、禁止する。</p> <p>二 ロシア連邦の二百海里水域のうち、東経百五十五度の線以西の太平洋の海域(オホーツク海及び日本海の海域を除く。)における遠洋底びき網漁業の操業は、毎年五月十五日から七月三十一日までの期間内においては、禁止する。</p> <p>三 前号に規定する海域であつて、水深五百メートル未満の区域において着底びきの方法によつて行う遠洋底びき網漁業の操業は、毎年十月十五日から十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。</p> <p>四 ロシア連邦の二百海里水域(第一号に規定する海域と重複する部分を除く。)における遠洋底びき網漁業によるオヒョウの採捕は、禁止する。</p> <p>五 第二号に規定する海域における遠洋底びき網漁業によるギンダラ、二枚貝類、巻貝類、エビ類又はカニ類(タラバガニ、アブラガニ及びズワイガニを除く。)の採捕は、禁止す</p>

一〇六 (略)

七 次に掲げる海域(カナダの二百海里水域を除く。)において、第五号に規定する網を使用する遠洋底びき網漁業によるアカウオの採捕は、禁止する。ただし、当該海域において、一航海中の当該漁具を使用した場合におけるアカウオの漁獲量の合計が、二千五百キログラム以下である場合又は当該海域において当該航海中の当該漁具を使用した場合の総漁獲量の十分の一以下である場合には、この限りではない。

八
イ・ロ (略)

九 次に掲げる海域における、それぞれ次に掲げる魚種の採捕を目的とする遠洋底びき網漁業の操業は、当該海域ごと及び当該魚種ごとに農林水産大臣が定める日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。

イ 第七号ロに掲げる海域 コッド又はアメリカンプレース

ロ 次に掲げる海域(カナダの二百海里水域を除く。) コッド又はウィッチ

(1)・(2) (略)

ハ 第七号イに掲げる海域及びロ(1)に掲げる海域(カナダの二百海里水域を除く。)

る。

一〇七 (略)

十二 次に掲げる海域(カナダの二百海里水域を除く。)において、第十号に規定する網を使用する遠洋底びき網漁業によるアカウオの採捕は、禁止する。ただし、当該海域において、一航海中の当該漁具を使用した場合におけるアカウオの漁獲量の合計が、二千五百キログラム以下である場合又は当該海域において当該航海中の当該漁具を使用した場合の総漁獲量の十分の一以下である場合には、この限りではない。

十三
イ・ロ (略)

十四 次に掲げる海域における、それぞれ次に掲げる魚種の採捕を目的とする遠洋底びき網漁業の操業は、当該海域ごと及び当該魚種ごとに農林水産大臣が定める日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。

イ 第十二号ロに掲げる海域 コッド又はアメリカンプレース

ロ 次に掲げる海域(カナダの二百海里水域を除く。) コッド又はウィッチ

(1)・(2) (略)

ハ 第十二号イに掲げる海域及びロ(1)に掲げる海域(カナダの二百海里水域を除く。)

(略)		小型捕鯨業	(略)	(略)	
(略)	<p>一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における小型捕鯨業の操業は、禁止する。</p> <p>二 小型捕鯨業による歯鯨(まつこ)鯨を除く。()の採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p>	小型捕鯨業	(略)	(略)	
(略)	<p>アカウオ</p> <p>二 第七号イに掲げる海域及びロに掲げる海域 アメリカンプレース又はイエローテールフラウンダー</p> <p>十 次に掲げる海域における遠洋底びき網漁業による、それぞれ次に掲げる魚種の採捕は、当該海域ごと及び当該魚種ごとに農林水産大臣が定める日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。</p> <p>イ 第七号ロに掲げる海域 アカウオ</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>十一 (略)</p>	小型捕鯨業	(略)	(略)	
(略)		小型捕鯨業	(略)	(略)	
(略)	<p>沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における小型捕鯨業の操業は、禁止する。</p>	小型捕鯨業	(略)	(略)	
(略)	<p>アカウオ</p> <p>二 第十二号イに掲げる海域及びロに掲げる海域 アメリカンプレース又はイエローテールフラウンダー</p> <p>十五 次に掲げる海域における遠洋底びき網漁業による、それぞれ次に掲げる魚種の採捕は、当該海域ごと及び当該魚種ごとに農林水産大臣が定める日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。</p> <p>イ 第十二号ロに掲げる海域 アカウオ</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>十六 (略)</p>	小型捕鯨業	(略)	(略)	

○ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第一条（略） 2・3（略） （削る。）</p> <p>4 この省令において「規制海域」とは、別表第一の上欄に掲げる特定大臣許可漁業の種類ごとに同表の中欄に掲げる海域をいう。</p> <p>5 この省令の適用については、ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東支那海、フィリピン海、南支那海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリテイッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域は、太平洋の海域に含まれるものとする。</p> <p>6 この省令の適用については、マラッカ海峡、アンダマン海、ベンガル湾、ラツカディブ海、アラビア海、オマーン湾、ペルシャ湾、スエズ湾、アカバ湾、紅海、アデン湾、モザンビーク海峡及びグレート・オーストラリア湾の海域は、インド洋の海域に含まれるものとする。</p> <p>7 この省令の適用については、アンフ海、黒海、マルマラ海、地中海、ビスケー湾、イギリス海峡、プリストル湾、アイリッシュ海及びセント・ジョージ海峡、スコットランド西部諸海、北海、スカゲ</p>	<p>（定義） 第一条（略） 2・3（略）</p> <p>4 この省令において「太平洋の海域」とは、ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海、南シナ海及びタイ湾の海域を含んだ海域をいう。</p> <p>5 この省令において「規制海域」とは、別表第一の上欄に掲げる特定大臣許可漁業の種類ごとに同表の中欄に掲げる海域をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

ラク海峡、カテガット海峡、バルト海、ノルウェー海、グリーンランド海、ラブラドル海、デービス海峡、バフィン湾、ハドソン海峡、ハドソン湾、セント・ローレンス湾、ファンディ湾、メキシコ湾、カリブ海、ラ・プラタ川河口部並びにギニア湾の海域は、大西洋の海域に含まれるものとする。

(許可証の再交付の申請)

第十二条 第三条第一項の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換交付及び再交付)

第十二条の二 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第八条第二項若しくは第十一条第一項の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- 二 第七条第一項の規定により許可に制限若しくは条件を付け、又は同項の規定により許可に付した制限若しくは条件を変更し、若しくは取り消したとき。

(許可証の返納)

第十三条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

(許可証の再交付の申請)

第十二条 第三条第一項の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

(新設)

(許可証の返納)

第十三条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る期間が経過したとき、又は当該許可がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(漁具又は漁ろう装置の格納等)

第十六条の二 大西洋等はえ縄等漁業又は太平洋底刺し網等漁業の第三條第一項の許可に係る船舶（以下この条において「許可船舶」という。）の船長は、外国の領海又は排他的經濟水域（ロシア連邦にあつては指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省令」という。）別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条において同じ。）を当該船舶により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的經濟水域を航行する場合は、この限りでない。

(停泊命令及び検査)

第二十三条 農林水産大臣は、第三條第一項の規定に違反して特定大臣許可漁業を営んだ者又は第六條第二項、第十四條、第十五條第一項若しくは第三項、第十六條第一項（第二十條第三項において準用する場合を含む。）、第十六條の二、第十七條（第二十一條において準用する場合を含む。）、第十八條第一項、第十八條の二第一項若しくは第二項、第十九條第一項若しくは第二項、第二十條第一項若しくは第二項、第二十五條若しくは第二十六條の規定、第七條第一

(新設)

(停泊命令及び検査)

第二十三条 農林水産大臣は、第三條第一項の規定に違反して特定大臣許可漁業を営んだ者又は第六條第二項、第十四條、第十五條第一項若しくは第三項、第十六條第一項（第二十條第三項において準用する場合を含む。）、第十七條（第二十一條において準用する場合を含む。）、第十八條第一項、第十八條の二第一項若しくは第二項、第十九條第一項若しくは第二項、第二十條第一項若しくは第二項、第二十五條若しくは第二十六條の規定、第七條第一項の規定に基づ

項の規定に基づく制限若しくは条件若しくは第十条第一項の規定に基づく命令に違反した者に対し、停泊港及び停泊期間を指定してその者の使用に係る船舶の停泊を命ずることができる。法第百三十四条第一項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

2～4 (略)

別表第二(第十七条関係)

特定大臣許可漁業の名称	制限又は禁止の措置
(略)	<p>次に掲げる海域におけるずわいがに漁業の操業は、禁止する。</p> <p>イ 指定漁業省令別表第二沖合底びき網漁業の項第一号イに規定する水域</p> <p>ロ 北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十九分五十秒の線、北緯四十度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域</p>

く制限若しくは条件若しくは第十条第一項の規定に基づく命令に違反した者に対し、停泊港及び停泊期間を指定してその者の使用に係る船舶の停泊を命ずることができる。法第百三十四条第一項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

2～4 (略)

別表第二(第十七条関係)

特定大臣許可漁業の名称	制限又は禁止の措置
(略)	<p>次に掲げる海域におけるずわいがに漁業の操業は、禁止する。</p> <p>イ 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省令」という。)別表第二沖合底びき網漁業の項第一号イに規定する水域</p> <p>ロ 北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十九分五十秒の線、北緯四十度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域</p>

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項第三号、第六十二条の四及び第六十五条第二項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、並びに漁業法及び水産資源保護法を実施するため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

農林水産大臣 名

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令

（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正）

第一条 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 削除」を「第四節 遠洋底びき網漁業（第三十条の二・第三十一条）」に改める。

第六条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 沖合底びき網漁業 船舶の推進機関の出力が別表第一の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないこと。ただし、次のいずれの基準にも適合する推進機関を有する船舶については、この限りでない。

イ 発電機関を兼ねるものであること。

ロ 別表第一の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないよう推進出力を制限する機器を備え付けていること。

ハ ロの機器を停止することができないようにするための措置を採っていること。

二 以西底びき網漁業 船舶の推進機関の出力が一千三十キロワットを超えないこと。

第十一条の見出し中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「書換え交付」を「書換交付」に改める。

第十二条中「き損」を「毀損」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「附して」を「付して」に改め

る。

第十三条の見出し及び同条第一号中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条第四号中「又は」を「若しくは」に、「付けたとき」を「付け、又は同項の規定により付けた制限若しくは条件を変更し、若しくは取り消したとき」に改める。

第十四条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条第二項中「附して」を「付して」に改める。

第十六条第一項中「別表第一」を「別表第一の二」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(外国の法令の遵守)

第十六条の二 指定漁業者は、外国の領海又は排他的経済水域（ロシア連邦にあつては別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。第三十一条において同じ。）において操業する場合には、第五条の二第二項に規定する漁業に関する法令に相当する当該外国の法令を遵守しなければならない。

第三章第四節を次のように改める。

第四節 遠洋底びき網漁業

(信号符字を表示しない船舶の使用禁止)

第三十条の二 遠洋底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶（以下この条及び次条において「遠底船舶」という。）の船体の両げん側及び甲板上に、一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければ、当該遠底船舶を当該漁業に使用してはならない。

(漁具又は漁ろう装置の格納等)

第三十一条 遠底船舶の船長は、外国の領海又は排他的経済水域を当該遠底船舶により航行する場合には、遠洋底びき網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている遠底船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

第三十一条の五中「第十一号の項」を「の十一の項」に、「第十二号の項」を「の十二の項」に、「当

該条約締約国」を「当該許可に係る当該条約締約国」に改める。

第六十九条の次に次の二条を加える。

(一定の漁具の使用禁止)

第六十九条の二 日本海べにずわいがに漁業者は、次に掲げる要件に適合する漁具以外の漁具を当該漁業に使用してはならない。

一 各連に装着する浮標のうち少なくとも一つに「べにずわい」の文字、当該許可に係る許可番号及び当該各連に付した個別の番号(以下この条において「連番号」という。)を表示した縦十八センチメートル以上、横十三センチメートル以上の大きさの札を付けること。

二 各連に装着する全ての浮標に当該許可に係る許可番号及び連番号を表示すること。

(一定の浮標の使用禁止)

第六十九条の三 日本海べにずわいがに漁業者は、海中へ任意に沈降させ、又は海上へ任意に浮上させる

ことができる音波浮上式ブイその他の浮標を当該漁業に使用してはならない。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(外国の法令の遵守)

第七十五条の二 別表第五の下欄に掲げる者(指定漁業者を除く。)は、それぞれ同表の上欄に掲げる区域において操業する場合には、第五条の二第二項に規定する漁業に関する法令に相当する当該区域を管轄する外国の法令を遵守しなければならない。

第七十六条の見出し中「立入禁止違反」を「立入禁止違反等」に改め、同条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

第一百六条第一項第二号中「第二十一条第一項」を「第十九条第一項、第二十一条第一項」に改める。

第一百七十七条第一号中「第六十条の二の二(第六十二条において準用する場合を含む。)」の下に「、第六十九条の三」を加え、同条第二号中「第十九条第一項、」を削る。

第一百八条第一号中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を加え、「又は第六十九条第一項」を「、第六十九条第一項又は第六十九条の二」に改める。

別表第一を別表第一の二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一(第六条関係)

船舶の総トン数の区分		最高限度
新トン数	旧トン数	
十五トン以上四十一トン未満	十五トン以上三十トン未満	六百七十キロワット
四十一トン以上七十六トン未満	三十トン以上五十トン未満	七百四十キロワット
七十六トン以上九十六トン未満	五十トン以上六十五トン未満	九百六十キロワット
九十六トン以上百二十六トン未満	六十五トン以上八十五トン未満	一千三十キロワット

備考

1 船舶の総トン数の区分の欄中「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

2 船舶の総トン数には、当該船舶の安全性若しくは居住性又は船員の安全若しくは衛生の確保に要

したトン数を含まない。

別表第二遠洋底びき網漁業の項中第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号から第十号までを五号ずつ繰り上げ、第十二号中「第十号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十三号を同項第八号とし、同項第十四号イ、ハ及びニ中「第十二号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十五号イ中「第十二号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十六号を同項第十一号とする。

別表第二小型捕鯨業の項を次のように改める。

小型捕鯨業	
	<p>一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における小型捕鯨業の操業は、禁止する。</p> <p>二 小型捕鯨業による齒鯨（まつこウ鯨を除く。）の採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p>

第二条 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条に次の三項を加える。

5 この省令の適用については、ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東支那海、フィリピン海、南支那海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリテイッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域は、太平洋の海域に含まれるものとする。

6 この省令の適用については、マラッカ海峡、アンダマン海、ベンガル湾、ラツカデイク海、アラビア海、オマーン湾、ペルシャ湾、スエズ湾、アカバ湾、紅海、アデン湾、モザンビーク海峡及びグレート・オーストラリア湾の海域は、インド洋の海域に含まれるものとする。

7 この省令の適用については、アゾフ海、黒海、マルマラ海、地中海、ビスケー湾、イギリス海峡、ブルistol湾、アイリッシュ海及びセント・ジョージ海峡、スコットランド西部諸海、北海、スカゲラク海峡、カテガット海峡、バルト海、ノルウエー海、グリーンランド海、ラブラドル海、デービス海峡、バフィン湾、ハドソン海峡、ハドソン湾、セント・ローレンス湾、ファンディ湾、メキシコ湾、カリブ海、ラ・プラタ川河口部並びにギニア湾の海域は、大西洋の海域に含まれるものとする。

第十二条中「き損」を「毀損」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(許可証の書換交付及び再交付)

第十二条の二 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第八条第二項若しくは第十一条第一項の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

二 第七条第一項の規定により許可に制限若しくは条件を付け、又は同項の規定により許可に付した制限若しくは条件を変更し、若しくは取り消したとき。

第十三条を次のように改める。

(許可証の返納)

第十三条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

第十六条の次に次の一条を加える。

(漁具又は漁ろう装置の格納等)

第十六条の二 大西洋等はえ縄等漁業又は太平洋底刺し網等漁業の第三条第一項の許可に係る船舶（以下この条において「許可船舶」という。）の船長は、外国の領海又は排他的経済水域（ロシア連邦にあっては指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省令」という。）別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条において同じ。）を当該船舶により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

第二十三条第一項中「第二十条第三項において準用する場合を含む。」の下に「第十六条の二」を加える。

別表第二ずわいがに漁業の項イ中「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省令」という。）」を「指定漁業省令」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十七年三月三日から施行する。ただし、第一条中指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十三条及び第十四条の改正規定並びに第二条中特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十二条の二及び第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

（船舶の推進機関の出力に関する経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に漁業法第五十二条第一項に基づく沖合底びき網漁業の許可を受けている船舶であつて、その推進機関の出力が第一条の規定による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六号第一号の最高限度を超えているものについては、当分の間、当該出力を当該船舶に係る同号の最高限

度とみなす。ただし、当該船舶の推進機関を新たな推進機関と交換する場合は、この限りでない。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。